

愛知県多文化共生推進功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この表彰は、多年にわたり労働、居住、医療、福祉、教育などさまざまな分野において、外国人県民と日本人県民がともに安心して暮らせる、多文化共生社会づくりに取り組んできた個人又は団体で、その功績の顕著なものを表彰することにより、多文化共生の意識づくりを推進し、今後の多文化共生の進展に寄与する。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、功績の年数が原則10年以上にわたっており、その取組が他の模範となるべき優れた内容であると認める者に対して知事が行う。なお、対象となる取組内容の例示は別記のとおりとする。

(被表彰候補者の推薦)

第3条 被表彰候補者は、市町村長が推薦する者とする。

2 推薦は、被表彰候補者調書(様式1又は2)に必要と認める書類を添えて行うものとする。

(受賞者の決定)

第4条 知事は、受賞者の決定にあたっては、選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その意見を聴取して決定する。

(委任)

第5条 この要綱の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市町村長名

愛知県多文化共生推進功労者表彰に係る被表彰候補者（個人・団体）について、下記のとおり関係書類を添えて推薦します。

記

- 1 被表彰候補者（個人・団体） *該当するものに を付する。
 - (1) 氏名（名称）
 - (2) 住所（所在地）
 - *代表者氏名（団体の場合のみ）
- 2 提出書類
 - (1) 被表彰候補者調書（様式 1 又は 2）
 - (2) その他参考資料
- 3 提出部数
1 部

(様式1)

被表彰候補者調書(個人用)

(平成 年 月 日現在)

市町村名 _____

ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
現住所	〒 _____ 電話() - _____			
職業				
略歴				
具体的な 功績の内容				
賞罰				
備考				

* 調書には、活動内容のわかる参考資料を添付してください。

担当課	
担当者名	
連絡先等	

(様式2)

被表彰候補者調書(団体用)

(平成 年 月 日現在)

市町村名 _____

ふりがな 団 体 名		設立年月日	年 月 日
所 在 地	〒 _____ 電話 (_____) - _____		
代 表 者 職 氏 名			
団体の概要 及び主な活動			
具 体 的 な 功 績 の 内 容			
賞 罰			
備 考			

* 調書には、団体の規約、会則等の他、活動内容のわかる参考資料を添付してください。

担 当 課	
担 当 者 名	
連 絡 先 等	

別記

表彰の対象となる取組内容の例示

- (1) 多文化共生の意識づくりに向けた啓発活動
 - ・ 啓発イベントの実施
 - ・ 外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章の趣旨に沿った取組
 - ・ 外国人の人権啓発
 - ・ 多文化共生教育を通じた人権教育の推進
 - ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）などへの対策の推進
- (2) 外国人県民の地域社会への参加促進に向けた活動
 - ・ 自治会や学校など地域社会の活動への参加促進
 - ・ 防犯パトロールの推進等
- (3) 外国人県民のコミュニケーション支援の充実にに向けた活動
 - ・ 外国人県民に対する日本語学習機会の提供
 - ・ 多言語による情報提供
 - ・ 外国人県民に対する相談対応等
- (4) 外国人県民に対する生活支援に関する活動
 - ・ 外国人児童生徒への教育支援
 - ・ 外国人県民向けの職業訓練
 - ・ 賃貸住宅等への円滑な入居支援
 - ・ 防災知識の普及啓発
 - ・ 地域安全、交通安全対策の推進

愛知県多文化共生推進功労者表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県多文化共生推進功労者表彰要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し必要な事項について定める。

(表彰の時期等)

第2条 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

(選考の基準等)

第3条 表彰の実施に際しての取り扱いは、「表彰栄典・表彰事務取扱要領(平成7年4月3日付け7人第52号本庁各部長等あて参事通知)」による。

2 表彰の実施に関し、要綱及びこの要領に定めない事項は別に定める。

(事務の取扱)

第4条 表彰に関する事務は、地域振興部国際課多文化共生推進室が行うものとする。

附 則

この実施要領は、平成21年4月1日より施行する。